

民間賃貸住宅等の賃貸料に係る住宅扶助費代理納付制度

加古川市では、民間住宅に居住する生活保護受給世帯について、生活保護法に基づく住宅扶助費からその方の家賃相当分を家主又は管理人（管理会社）へ直接支払う代理納付を実施しています。

【対象となる世帯】（いずれかに該当する場合）

- ・生活保護受給世帯で家賃等を滞納しており、加古川市福祉事務所の納付指導による効果が認められない世帯
- ・住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 21 条第 1 項に規定する登録事業者が提供する同法第 10 条第 5 項に規定する登録住宅（セーフティネット住宅）に新たに入居する生活保護受給世帯
- ・生活保護受給世帯の世帯員及び家主（又は管理人等）双方が代理納付を希望する世帯

【支払方法】

毎月 10 日（10 日が銀行定休日の場合、その翌営業日）に、あらかじめ指定された家主（又は管理人等）の口座に振り込みます。

【対象金額】

代理納付による対象金額は、生活保護法に基づき加古川市福祉事務所長が決定した金額となり、家賃以外に必要となる月々の費用（共益費等）についても代理納付の対象となります。

◎ 注意事項

- ・火災保険料、保証料等については代理納付の対象となりません。
- ・振り込む家賃等は、当月分です。滞納分は代理納付の対象となりません。
- ・家賃額が生活保護基準額を上回っている場合や、生活保護世帯の収入や生活状況^{*}により家賃額が全額支給とならない場合は、代理納付はできません。

※代理納付開始後、一時的に収入が増加した場合や入院等により生活保護基準額が減少した場合などに、家賃額が全額支給にならず、代理納付ができない月が発生する場合があります。

【手続方法】

- ・代理納付の実施は、生活保護受給世帯と家主（又は管理人等）双方からの申込みが必要となります。
- ・生活保護受給世帯は「住宅扶助費代理納付申込書」を、家主（又は管理人等）は「住宅扶助費代理納付依頼書兼口座振込依頼書」を加古川市福祉事務所へ提出してください。
- ・また、代理納付の開始後に状況の変更があった場合は、家主（又は管理人等）は「住宅扶助代理納付変更届出書」を加古川市福祉事務所へ提出してください。

※ 様式は、市ホームページにあります。 加古川市 家賃代理納付制度 で検索

〒675-8501 加古川市加古川町北在家 2000

加古川市福祉部生活福祉課 TEL 079-427-9206